

**雇用調整助成金
震災対応版**

従業員の雇用維持に 雇用調整助成金の活用を！

雇用調整助成金は、経済上の理由（裏面参照）により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当などの事業主負担相当額の一定割合（大企業2/3、中小企業4/5）を助成する制度です。
また、教育訓練を行った場合は、訓練費が加算されます。

【支給要件】（原則）

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 経済上の理由により、最近3か月の生産量、売上高などがその直前の3か月または前年同期と比べ5%以上減少していること
- 休業等を実施する場合、事前に都道府県労働局またはハローワークに計画の届け出をすること

東日本大震災に伴う雇用調整助成金の特例

東日本大震災による影響を受けた事業主については、
以下の特例措置を設けています。

特例対象事業主

① 被災地事業主

青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主

② 被災地関連事業主

上記①の事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

③ 2次下請等事業主

上記②の事業主と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主

特例内容

① 生産量等の確認期間を、最近3か月ではなく最近1か月に短縮。

② 特例の支給対象期間（1年間）においては、これまでの支給日数にかかわらず、別枠で最大300日の受給を可能とする。

③ 被保険者期間が6か月未満の従業員も、助成金の対象とする。

●このほか、津波等による被害が激しい地域においては、当分の間、地域貢献に寄与する活動（市街整備、被災者支援活動など）も教育訓練の助成対象となります。



「経済上の理由」の例

「交通手段の途絶により従業員が出勤できない」「原材料の入手や製品の搬出ができない」「来客がない」「事業所・設備等が損壊し、修理業者の手配や部品調達が困難なため早期の修復が不可能である」など。

なお、事業所の倒壊など地震の直接的な影響によるもの、避難指示を受けたことによるものなどは「経済上の理由」に当たりませんが、その場合は雇用保険の特例を利用できます。

被災地関連事業主・2次下請等事業主とは



- 「総事業量」とは、その事業所の最近1年間における他の事業所等に対する売り上げまたは仕入れの総額をいいます。また、製造業などで、製品の完成に必須な部品を仕入れる場合は、その部品の仕入れ総量に占める割合で計算することができます。
- Cが雇用調整助成金を申請するに当たっては、Bが被災地関連事業主としてハローワークに提出し受理された申請関係書類の写しを持参してください。また、Bが被災地関連事業主として雇用調整助成金を利用していない場合でも、被災地関連事業主の要件を満たすことが客観的に証明される場合は、Cは2次下請等事業主として申請できます。
- CにとってBが複数ある場合は、それらの事業所ごとの売り上げまたは仕入れなどの量を合算して経済的な関係を判断します。

<特例の対象となる経済的関係の事例>

- 例1) 被災地域外の事業所Bの過去1年間の売上高は1,000万円で、そのうち被災地域内の事業所Aに対する売上高は400万円であった。→事業所Bは特例の対象となる。
- 例2) 木材加工業を行う被災地域外の事業所Bは、過去1年間に木材を総量50トン仕入れ、そのうち被災地域内の事業所Aからの仕入れは20トンだった。さらに、木材加工用器具販売を行う事業所Cは、過去1年間の売上高1000万円のうち、事業所Bに対する売上が500万円であった。→事業所B、Cともに特例の対象となる。
- 例3) 車を製造している被災地域外の事業所Bは、製造に必須な部品として、過去1年間にネジ10,000個、フロントガラス100枚、タイヤ400個を仕入れ、うち被災地域内の事業所Aからのネジの仕入れ個数が4,000個だった。→事業所Bは特例の対象となる。
- 例4) 旅館Bの過去1年間の宿泊者数は200名で、そのうち被災地域からの宿泊者が70名であった。→旅館Bは特例の対象となる。
- 例5) 被災地域外の事業所Cの過去1年間の売上高は1,000万円で、そのうち被災地域外の事業所B1、B2、B3（いずれも被災地関連事業主として雇用調整助成金を利用）に対する売上高がそれぞれ200万円、180万円、120万円であった。→事業所Cは特例の対象となる。